

いじめ加害者支援の必要性

～児童虐待といじめの関連から～

藤井 和郎

Need for support for bullies

—From the relationship between child abuse and bullying—

Kazuro FUJII

Abstract

Child abuse and bullying in schools are major social problems. Previous studies have revealed that abused children have a high risk of becoming victims or perpetrators of bullying. In the case of child abuse, not only the protection of abused children but also welfare and psychological support are institutionalized for parents who abuse their children. In the case of bullying, support for victims of bullying is emphasized and has been institutionalized by the Act for the Promotion of Measures to Prevent Bullying, etc. On the other hand, the bullies are only instructed to stop the bullying behavior. In addition, it is suggested that the bullies should be severely punished. Bullying cannot be resolved without healing the bully. It is necessary to institutionalize the support so that the bully can live without bullying.

Key words : Bullying, Child abuse, Support for bullies
キーワード : いじめ, 児童虐待, いじめ加害者支援

I 問題の背景

児童虐待及びいじめ問題が社会問題化して久しい。いじめの認知件数は増加傾向にあり、特に小学校において著しい(図1)。2020(令和2)年度に減少したのは、「生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと、日常の授業におけるグループ活動

や、学校行事、部活動など様々な活動が制限され、子どもたちが直接対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと、年度当初に地域一斉休業があり夏季休業の短縮等が行われたものの例年より年間授業日数が少ない学校もあったこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないように学校において正しい知識や理解を促したこと、これまでで

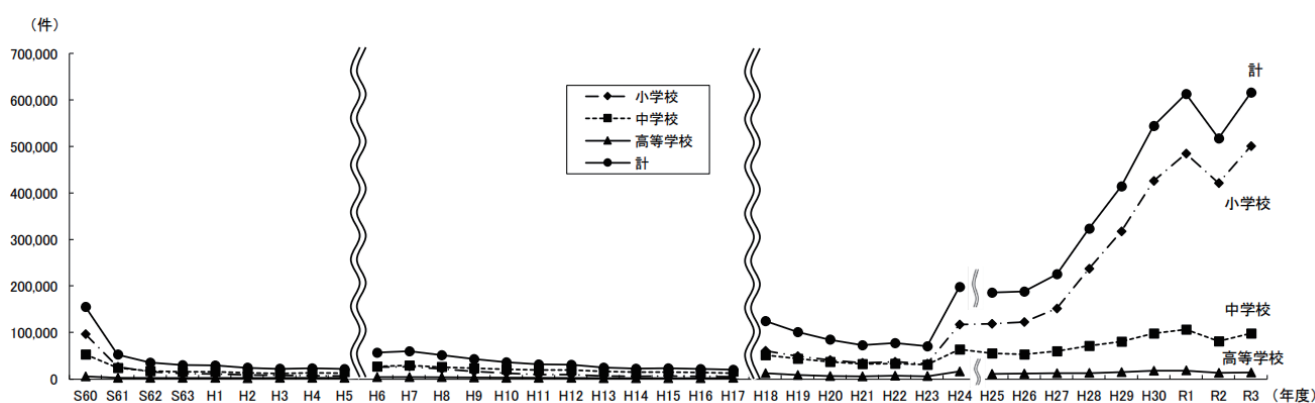


図1 いじめの認知（発生）件数の推移（文部科学省，2022c）

上に児童生徒に目を配り指導・支援したこと（文部科学省，2021）」等がその要因として考えられる。

いじめ問題が大きな関心を呼んだ1980年代，保護者の間に，我が子がいじめ被害者になることへの不安が高まったため，①被害の早期発見と相談，②傷ついた子どもの心理的な安定と自立へのサポート，③いじめた子を含めた周囲の子どもたちとの関係調整など，対応の焦点を加害よりも被害に置き，被害者への対応を中心とする対策が進められた（森田，2010）。2013年に成立したいじめ対策推進法（以下「法」）において，被害者支援の観点から学校や保護者の責務や実施すべき対策が規定された。学校が行うべきこととして，学校いじめ防止基本方針の策定，道徳教育や体験活動等の充実，定期的ないじめアンケート等の実施，いじめの相談体制の整備，教職員研修の実施，ネットいじめの防止，いじめ防止対策等の組織の設置，いじめ発生時の対応，重大事態への対応，適正な学校評価が示され，また，保護者の責務として，子どもがいじめを行うことのないよう規範意識を育てる，子どもがいじめを受けた場合はいじめから保護する，学校等のいじめ防止等の措置に協力することが示されている。

しかし，法が施行された後も，いじめは増え続けている。いじめが要因と思われる児童生徒の自殺事案もなくなる。「いじめをなくそう」というスローガンを見かけるが，「いじめをなくすことはできるのか」

については様々な意見が存在する。品田（2020）は，この世界からいじめをなくすことはできるとし，その方策を示している。これに対し，北澤・間山（2021）は，「いじめ問題を解決するにはいじめをなくすことが必要なのか。そしてそれ以前に，いじめをなくすことは現実的な目標になり得るのか」と述べている。筆者は「いじめの発生を防止することはできるが，いじめはなくすことはできない」という立場に立つ。いじめは学校だけで起こるものではない。大人社会でも多くのいじめが存在する。たとえば，品田（2020）によると，会社等におけるパワーハラスメントなどのハラスメントは，他人に精神的苦痛，肉体的苦痛を与えるという点ではいじめと同じであり，家庭におけるドメスティックバイオレンス（以下「DV」）もいじめと同じ基本構造を有している。「虐待」も，メカニズムはいじめと同じである。

このように，大人社会のいじめがなくなるのに学校におけるいじめがなくなるとは思えない。では，なぜいじめはなくなるのか。端的に言えば「いじめ加害者がいるから」である。いじめ加害者がいない集団ではいじめは発生しない。

子どもたちをいじめの加害に向かわせないための一つの施策として，いじめ加害者の厳罰化の動きがある。フランスでは「学校でのいじめと闘うための法律」が2022年3月に施行された。奈良（2022）によると，

いじめ加害者を処罰するために「学校いじめ罪」を創設し、有罪となった加害者には、①被害者に8日以下の学業への支障があった場合または支障がなかった場合、拘禁刑3年及び罰金45,000ユーロ、②被害者に8日を超える学業への支障があった場合、拘禁刑5年及び罰金75,000ユーロ、③被害者を自殺または自殺未遂に至らせた場合、拘禁刑10年及び罰金150,000ユーロを併科するというものである。

日本においても、教育再生会議の提言は、加害者への「出席停止措置」の活用や懲戒の行使などが盛り込まれ、教師が毅然とした態度で臨むことを強く求めるなど処罰的な色彩が強められた。これは、加害責任の視点から加害者を指導するという動きでもあった（森田、2010）。

近年では、一部の政治家や有識者がいじめ加害者の厳罰化を提唱している。時事通信社（2022）は、自民党の文部科学部会が学校でいじめ被害を受けている児童生徒を守るため、加害者側に学校敷地内に入らないよう命じることができる懲戒処分制度の創設などを柱とする提言を取りまとめた、と報じている。また、東スポweb(2021)によると、教育評論家の尾木直樹氏が、「日本では学校や教育委員会の隠蔽が常態化 いじめと認めないなど加害者と同じです 日本ではここへの厳罰化も考えたいですね！来年こそ 区切りをつけたいものですね！」といじめ加害者と、いじめを隠蔽する側への厳罰を提言した、と報じている。しかし、筆者は懲戒処分制度などのいじめ加害者の厳罰化は、いじめ対策に有効に働くとは考えない。

ところで、いじめの重大事態が起こった場合、社会は非常に敏感に反応する。マスコミ報道は過熱し、尾木氏の言うように学校や教育行政には隠蔽体質があると信じて疑わない姿勢が見えることがある。殊にいじめ問題に関しては学校や教育行政をバッシングしてもよいという風潮すら見られる。いじめ加害者を少しでも擁護する発言があろうものなら、激しく非難される。いじめ重大事態発生後に設置される第三者委員会の報

告が、被害者側の意向を汲んだものとなっていない場合もマスコミ等によって叩かれることがある。社会すべてが被害者の味方になる。学校や教育行政は、被害者のみならず加害者支援も行わなければならないが、そのことに触れると叩かれる。加害者は悪で、それを擁護する学校・教育行政も悪であるという構図ができあがってくる。

しかし、現実はそのように簡単な構図ではない。子どもたちの問題行動は、言葉では表現できない生きづらさや葛藤の表出であり、大人へのヘルプサインでもあるため、いじめや暴力などの問題行動に対し、直接的な叱責をするだけではその子が問題行動から離れていく指導は成立しない。その行動を通じて子どもが何を訴えているのかを理解していくことが求められている（楠、2013）。

もちろん、いじめ被害者支援が最優先され、被害者を守るという立場は学校にも教育行政にも不可欠であることは言うまでもない。それは最大限尊重されるべきことである。しかし、それに比して、いじめ加害者の心理的背景を受け止め、ストレス等の解消を図るための心理的支援の視点が軽んじられているのである。本論では、このような支援を「いじめ加害者支援」とし、その必要性について論じたい。

II 児童虐待

図2から明らかなように、児童虐待は年々増加している。図3は児童虐待の内容別件数の推移である(2021(令和3)年度は速報値)。近年では、心理的虐待が半数以上を占めるようになった。2014(平成26)年までは身体的虐待とネグレクトの合計の方が多かったが、2015(平成27)年以降は心理的虐待が他の合計より多くなった。2004(平成16)年の児童虐待防止法改正により、子どもの目の前でDV(以下「面前DV」)が心理的虐待に含まれることが明確化されるとともに、2013(平成25)年には警察がDV事案への積極的な介

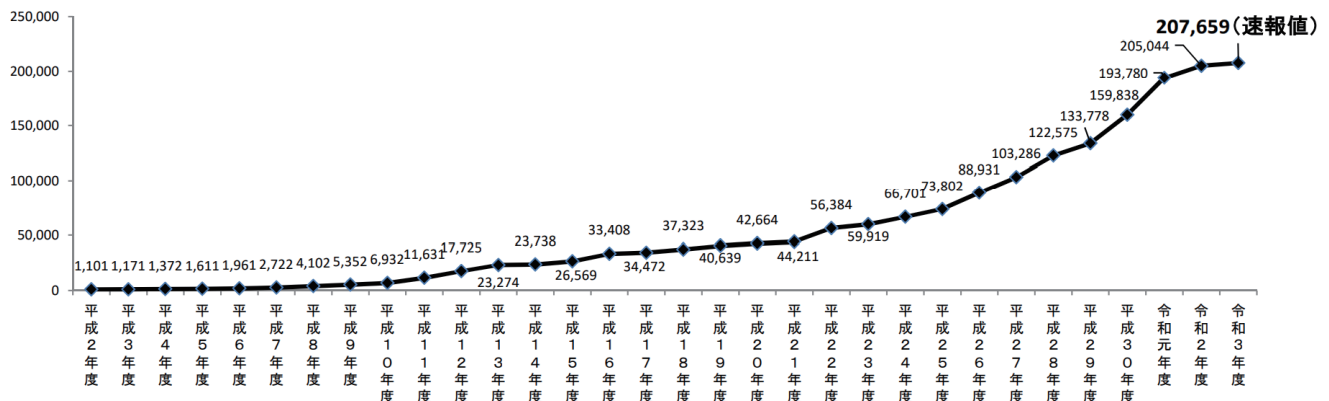


図2 児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移（厚生労働省，2022）

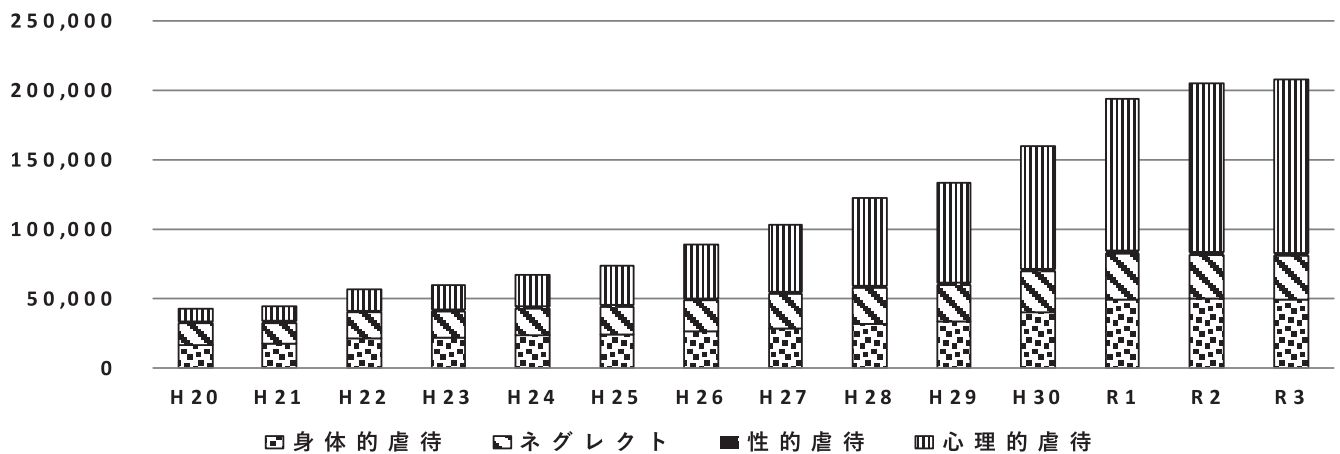


図3 児童虐待の内容別件数の推移（厚生労働省，2022 をもとに筆者作成）

入体制を確立したことで警察から児童相談所への面前DVの通告が増加したためである。

筆者は、中学校現場を定年退職後、A市の家庭児童相談員を1年間勤めた。学校等からの虐待の通告・通報を受けると、相談員2名で現認に赴き、その児童の家庭を訪問し保護者と話をした。また、保健師とともに乳幼児がいる家庭を訪問したこともたびたびある。要保護児童対策地域協議会の協議を経て、要保護児童のいる家庭を巡回したこともある。家庭を訪問して保護者と話すことの本来的な目的は、保護者と保健師・家庭児童相談員との人間関係づくりである。困ったときや悩みがあるときに相談できる相手がいるという実感が虐待の未然防止につながる。

次に、先行研究を基に児童虐待の世代間連鎖につい

て述べる。

西澤（1994a）によると、Strausは、全米1,146家族を調査し、子どもの頃に虐待を受けた親の約18%が自分の子どもを虐待しているという結果を得ている。Hunterらは未熟児を出産した母親255人について面接調査を行い、子どもの頃に虐待の経験があったのは51人、そのうち、自分の子どもへの虐待が認められたのは9人、18%だった。また、子どもの頃に虐待の経験がなかった204人のうち、自分の子どもへの虐待が認められたのは1人しかいなかった。Englandらは母親160人に面接調査をし、虐待を受けて育った母親の34%が自分の子どもを身体的に虐待していたという結果を得ている。Kaufmanらは、虐待の世代間連鎖に関する従来の研究を概観し、世代を超えて虐待が伝達

される割合は30%前後であると結論している。

子どもの頃に虐待を受けていた人が親になった場合、3人に1人は我が子を虐待する。ということは、3人に2人は虐待をしないことになる。そこには様々な要因が考えられる。啓発活動により、虐待と躰の違いが認知されてきたこと、自分が辛い経験をしたからこそ我が子には同じ思いをさせたくないという気持ちが働くこと、虐待を受けてきた人が通常の社会生活を送れるための多くの支援活動があること、等々。しかし大きな影響を与える要因は、その親を取り巻く人間関係である。たとえば、配偶者と協力して子育てができていて、近所の友だちと仲が良い、困ったときは保健師や家庭児童相談員が助けてくれる、といった、保護者にとってのゲートキーパー的な役割を果たす存在があれば、保護者は虐待に向かうことなく生活ができる。児童虐待予防の大きな要因であると考えられる。

児童虐待が起こった場合、まずは被虐待児の保護が最優先される。場合によっては、児童相談所による一時保護も必要である。しかし、長期間の親子分離は、愛着形成の観点から子どもにとっても親にとってもよくない。したがって、親子分離の期間中、子どもが帰るべき家庭の状況を改善することも重要である。そのためには、虐待をした保護者の支援が不可欠である。「虐待を生じた家族への援助において、虐待傾向のある親へのソーシャルワーク的、あるいは臨床心理的な援助が欠かせないことは言うまでも(母子衛生研究会, 1997)」ない。2008年には、厚生労働省から「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について(厚生労働省, 2008)」が通知され、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」が示された。「必要なものは子どもを健全に育むための良好な家庭的環境であり、この考え方を基本にした、子ども及び保護者に対する指導・支援を行うことが必要である」という基本的考え方の下、家族機能の回復を図ることを目的として行われる「保護者への指導・支援」に関して基本的ルールを定めている。

母子衛生研究会(1997)によると、虐待傾向を持つ親への援助を行う場合、援助者が親の回復のプロセスを支えていくことが重要である。そのためには、援助者および援助関係に対する安心感の形成、「自分は守られている」という感覚の形成、援助者との関係における情緒的修正体験、および感情コントロールの形成がポイントとなる。

つまり、虐待をした親を取り巻く人間関係を構築することが重要であり、その観点から、虐待の予防も含めた施策として、身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導等を行う女性健康支援センター事業のほか、産前・産後母子支援事業、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業など、多くの施策が実施されている。これらを、家庭児童相談員、保健師、児童相談所などが連携して実施していく制度が構築されている。

Ⅲ いじめ

先に述べたように、学校におけるいじめの認知件数は増加の一途をたどっている。嶋崎(2022)は、いじめ問題を4期に分けて説明している。すなわち「戦後すぐに「いじめ仕返し事件」が多発した第Ⅰ期(～1970年代後半)、残酷無比ないじめに教師が心を痛めた第Ⅱ期(校内暴力混在期, 1970年代後半～1980年代半ば)、悲惨な自死事件の続発で「いじめ」という用語への関心が高まった第Ⅲ期(社会問題化期, 1980年代半ば～1990年代)、そして、現在の「法化社会」を迎えた第Ⅳ期(2000年代半ば～)」である。

筆者が「いじめ」に出会ったのは、新採用教諭として中学1年生を担当した1977年のことである。嶋崎の分類による第Ⅱ期であり、中学校における校内暴力や対教師暴力が社会問題となっていた時期である。筆者が担任した学級でのいじめは、先輩教師の支援を得て解決することができた。その実践をまとめ、ある研究大会(全国大会)で発表したが、議論は校内暴力が中

心で、いじめ問題はほとんど議論されなかった。

筆者はこの発表で、いじめの特徴として、「教師の目にふれにくく、発見が遅れやすい。」「長年にわたって繰り返される。最初は全然何も知らない級友の間に、前の学年、学校から持ち込まれた悪口、あだ名などが広がっていき、次第に一つの雰囲気を作ってしまう。」「群集心理による半ば公認された行為であり、いじめに参加しないと自分がいじめられるという不安がある。」などを述べ、いじめ被害者には、学級からの逃避行動（たとえば不登校）、感情の暴発（いじめ加害者を含む他者に対する暴力、殺人）、悩み抜いた末の自殺などの恐れがあると指摘した（藤井，1979）。その後、嶋崎の分類による第Ⅲ期（社会問題化期）を迎えることになる。

いじめが社会問題となる最大の契機は、追い詰められた子ども達の自殺とその遺書であり、マスメディアの連日の報道と国民の不安感情であった（森田，2010）。そして、日常生活の中で「いじめ」という言葉が共通の理解可能な用語として確立した（森田，2010）のも1980年代である。

いじめへの対応でもっとも重要であり最優先すべきは、被害者及びその保護者への支援である。生徒指導提要（文部科学省，2022a）には、いじめへの対応の原則として、「いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先」すること、「二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠で」あることが記述されている。

また、文部科学省（2022b）は、「いじめ対応の更なる強化・改善について（通知）」において、「いじめは絶対許されない行為であり、いじめられた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、いじめ加害行為に対しては、毅然として早期に対応・解決を図る対応を講じること」としている。

さらに、法には、いじめが発生した場合の学校の対応について次のように示されている。

- 1 いじめの事実確認
 - 2 いじめを受けた子ども、その保護者への支援
 - 3 いじめを行った子どもの指導、その保護者への助言
 - 4 いじめを行った子どもを別の教室で授業を受けさせる
 - 5 犯罪行為の場合の警察との連携
 - 6 いじめを受けた子どもの生命又は身体の安全が脅かされているような場合、ただちに警察に通報する
 - 7 いじめを行った子どもへの懲戒、または出席停止
- いじめ加害者に対しては、指導、別教室での授業、警察との連携、懲戒または出席停止などといった内容である。被害者の安全・安心を最優先する立場からは、加害者を隔離することも必要かと思われる。しかし、それだけでなく、いじめ加害者への心理的支援も必要不可欠である。生徒指導提要（文部科学省，2022a）には、加害児童生徒への成長支援の必要性や未然防止教育について記述されている。すなわち、「いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情、などが挙げられ」とし、「いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない」、また、「「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要にな」と述べている。さらに、「児童生徒自身が自分の感情に気づき適

切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも未然防止教育として重要で」とあり、心理教育の必要性に言及している。

IV 被虐待体験といじめの加害・被害

被虐待体験といじめ加害・被害の関係について、楠(2013)は、「被虐待状況におかれている子どもはいじめの加害者になりやすいだけでなく、結果的に相手を苛立たせる言動をしてしまい、いじめ被害の立場にも置かれがちであることにも合わせて注意が必要で」と述べている。

西田(2010)は、三重県および高知県の公立中学校・高等学校の生徒18,104名を対象とした自記式質問紙による疫学調査の結果、過去1カ月以内に同居中の大人から暴力を受けた経験のある生徒は、そうでない生徒に比べ、いじめの加害者となるリスクが約3倍、いじめの被害者になるリスクが4倍、それぞれ高いことを明らかにし、家庭で大人から暴力を受けている生徒は、いじめに巻き込まれるリスクが顕著に高いことを確認している。

齋藤(1998)によると、1991年3月から1992年2月までの1年間に日本全国535の養護施設に入所した児童5,649名を対象に調査した結果、被虐待群はそうでない群に比べいじめ加害経験が統計学的に有意に高く、特に、身体的虐待と心理的虐待に分類された被虐待児に高いという傾向もみられた。

楠(2002)は、「家族内の支配・抑圧関係のなかに幼い子どもが巻き込まれていく場合、その関係性を仲間集団のなかでの支配・抑圧関係として再現していくことが多い」と述べ、たとえば、心理的虐待、身体的虐待の場合、子どもは親の顔色をいつもうかがい自分自身の意志や感情を奪われていき、他の子どもの働きかけに適切に応答したり、相手からの攻撃を言葉で拒否したりすることができないため、いじめ被害者に

なっていく。逆に、親の威圧的、暴力的態度をモデルとして取り込んで、仲間を威圧的、暴力的に支配しようとする事例や、心理的虐待を受けていた子どもが、他の子どもを自分の支配下に入れようとし、それを拒否されると自分を裏切ったことへの憎悪から陰湿な嫌がらせをしていく事例などを報告している。

被虐待経験がいじめ加害・被害に影響を与える要因として、楠(2002)は「家庭内の虐待的な関係性が学校の社会的諸関係のなかに「再現」されていく結果、いじめや暴力、他者への暴力支配の関係性が生み出されていく」と述べ、西澤(1994b)は「虐待環境になんとか適応してきた結果が、子どもの「問題行動」として表れている」と述べている。また、文部科学省(2008)によると「自分が保護者などからされてきたのと同じようなやり方で、他者への暴力や暴言、執拗な嫌がらせを繰り返す。」「わざと相手から怒られたり、嫌われたりするような言動を繰り返し、相手の怒りや暴力をひきだしてしまう。」「他者との人間関係を切実に求めながらも、養育者との関係と同じような「支配-被支配」、「傷つけ-傷つけられる」関係性を築いてしまう。」「特定の子どものいじめや攻撃行為を執拗に繰り返す。」などを挙げている。

逆に、子どもの頃のいじめ被害体験が虐待を引き起こすという報告もある。玉井(2013)は、「虐待をしている保護者との面接を繰り返していくと、非常に多くのケースで、保護者自身が幼稚園と高等学校を含めた学校教育の時代にいじめを受けていたと訴える」と述べ、「学校におけるいじめ対応は、長期的な意味での虐待予防の営みでもある」としている。

これらのことから明らかなように、児童虐待といじめには関連がある。被虐待児は、家庭においては被害者であり、学校においてはいじめ加害者にも被害者にもなり得る。仮にいじめ加害者になった場合、彼らに厳罰を加えるのではなく、いじめ行為の不当性を認識させるとともに、彼らの心理的支援が欠かせない。

V いじめ加害者支援制度の必要性

いじめの重大事態が発生した場合、第三者調査委員会が設けられ、その調査結果が報告される。その報告には「提言」が記載されるのが通例であり、これまで多くの提言がなされている。しかし、いじめ加害者支援の必要性に触れているものは少ない。インターネット上に公表されている56件の調査報告を調べたところ、いじめ加害者に関する記述が見られたものは11件であった。そのうち、6件は、いじめ加害者に対し、いじめ行為を認識させ真に反省した上で謝罪の機会を設けるという趣旨の内容であり、1件は生徒指導提要（平成22年版）の引用である。次の4件が、いじめ加害者支援について詳細に記載している。

① 館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会（2018）

加害者となった子どもも、家庭生活や学校生活上の「困り感」、「生きづらさ」を有していることが往々にしてある。あるいは、加害者が自分の行為をいじめ（被害者が心身の苦痛を感じている）と認識・自覚していない場合などは、一過性の指導では教育的効果が期待しづらい。したがって、いじめ等の問題に対処するに際しては、カウンセリングを含め、加害者への継続的なケア・指導を行うという視点を持つことも重要である。

② 熊本県いじめ調査委員会（2020）

「『いじめの加害者』と疑われる生徒」に係る指導の在り方については、他者への共感性を培うことを基本に、コミュニケーション力に係る指導内容とともに、アサーション・トレーニング、ストレスマネジメント等、多様な観点から総合的なプログラムを検討する必要がある。その効果的な実施のためにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部の専門家の活用が不可欠である。

③ 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会

（2017）

加害生徒は、自分がいじめをしているという意識よりも、むしろ被害を受けていると感づいたりする。そのような心理は、加害生徒が学校や家庭生活に不満を感じ、つらい思いをしているからである。加害生徒にいじめはいけないというだけの生徒指導は、いじめ解決を遠ざける。したがって、いじめを解決するためには、スクールカウンセラーなどが加害生徒へのカウンセリングを通じて、加害生徒の不満やつらい思いを聞き取ることが必要である。いじめを含む問題行動は、生徒が抱えている問題の表出の一つであるかもしれない。加害はいけないという対応の仕方ばかりではなく、もとなっている可能性がある問題への対応を行うべきである。

④ 宝塚市いじめ問題再調査委員会（2020）

いじめる側の生徒についても、攻撃的な感情を受け止めながら、「なぜそう思うの?」「何にイラついているの?」などと問いを共有しながら、その感情の根っこにあるものと向き合っていくような支援が必要になっている。攻撃的な感情の根っこにあるものは、いじめている相手ではなくて、それは誰でもよかったのではないかといったことも、当該校の部活動における継続的ないじめ問題から垣間見ることができる。指導、支援の機会が必要なのは、かけがえのない当事者双方である。そうした機会を失うことは、双方にとって大きな痛手となっていく。

これらの調査報告における提言に共通するのは、いじめ加害者の心理的背景を受け止めること、そして、ストレス等が解消されるような心理的支援、すなわちいじめ加害者支援が大切であることである。もちろん、だからといって、いじめ行為は決して許されるものではない。自らが行った行為に関しては真に反省し、いじめ被害者に心から謝罪することの必要性は言うまでもない。しかし、それだけで終わるのではなく、いじめ加害者支援を行うことにより、以後いじめ加害に向

かうことのない生活ができるよう支援することが必要である。

第Ⅱ節に述べたように、児童虐待を行う保護者に対しては、社会的に様々な支援制度が確立されており、保護者が再び虐待に向かうことのないよう、継続的な支援がなされている。しかし、いじめ加害者に対しては、そのような支援制度は確立されていない。このことに理解のある一部の有識者や学校教員によって個々になされているだけである。

筆者は、学校教育に関わる行政機関だけでなく、家庭教育を含めた生涯学習に関わる行政機関も連携して、いじめ加害者支援を制度化すべきと考える。一部の政治家や有識者が唱えるような「厳罰化」では、いじめ加害者は救われない。たとえば、全ての子どもたちを対象に、いじめ防止教育としての心理教育（感情の理解やコントロールを学ぶ「社会性と情動の学習」など）を、教育課程に位置付けすべての学校に導入すること、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと協働したいじめ加害者への個別支援プログラムの策定などが考えられる。

1986年に自殺した中学1年生女子が書いた作文「いじめについて」が、彼女の学級の学級通信に掲載された。彼女は、いじめ加害者は、「家庭内からいじめの素を、学校内にもち運んでくるんじゃないでしょうか。家庭内の不満を、なにも関係のない人たちに、腹いせとしていじているのではないのでしょうか。やはり、いじめをなくすには、いじめの素を消滅させないかぎり、一生続くんじゃないでしょうか。（中略）いじめは、家庭内がもとなら、そのもとは何なのでしょう。それは、家族からのハートがすくないんじゃないでしょうか。私は、その家族からのハートが増えて、いじめが消滅するのを心から祈っています（子どものしあわせ編集部、1995）。」と書いている。この作文のように、家庭要因に関するストレスなどからいじめ加害に向かうこともあるので、いじめ加害者の保護者支援の制度化も、虐待対応と同様に必要であると考えられる。

いじめ加害者の保護者支援の必要性は、樺沢（2006）からもうかがえる。樺沢は、いじめ加害者には、保護者との関係で次のような心理的特徴が生まれると述べている。すなわち、①愛情欲求不満（親や家族に受け入れられないという実感をもち、家庭に安住できない状況がある。親の無関心や差別的養育態度、親と子のコミュニケーション不足、親の過剰な期待、厳格や拒否などによって愛情欲求不満に陥っている。）②不安・劣等感（能力や容貌、性格、体力等に自信がもてず、現在や将来に不安や劣等感を生む親のかかわり方がみられる。過度の自己顕示性や承認欲求を背景としていじめをするということがある。）③自己中心的未熟性（溺愛など子どもの思い通りに要求を受け入れる親は、人格の未熟性により、欲求の即時的充足を図ろうとして、欲求不満耐性に欠けた状態を生む。困難な事態に耐えたり克服したりできず、安易な快楽を求める傾向が強くなる。）であり、これらがいくつか統合している場合もある。

楠（2013）は「いじめ加害者の中に動いている様々な葛藤を読み取っていくことが、いじめから離れていく指導を成立させていくための必要不可欠な条件であることは十分に留意する必要がある」と述べている。いじめ加害者の心の癒やしなくしていじめは解決しない。いじめの解消及び防止のためには、いじめ加害者支援の制度化が必要である。

Ⅵ まとめと今後の課題

本論では、いじめ加害者支援の制度化の必要性について論じてきた。児童虐待の場合、被虐待児に対する支援制度（一時保護を含む）だけでなく、虐待をした保護者に対する支援制度も確立し、保護者にとってのゲートキーパー的な役割を果たす存在があることで、保護者が再び虐待に向かわないような支援が継続される。ところが、いじめの場合、いじめ被害者に対する支援は、法等により制度化されているが、いじめ加害

者に対する支援は制度化されていない。それどころか、「厳罰化」が制度化される恐れがある。

また、被虐待児は、いじめの加害にも被害にも向かうリスクが高いことも報告されている。いじめ加害者の中には、家庭的要因から相当なストレスを有している者もいる。児童虐待としてカウントはなされないものの、兄弟間の比較、進路の強制、夫婦の不仲、等々、様々な要因に基づくストレスがいじめ加害に向かわせていることもあり得る。いじめ加害者が再びいじめ加害に向かわないためにも、ゲートキーパー的な存在(学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関職員、等々)及びいじめ加害者支援の制度化が必要である。

しかし、いじめの構造は単純なものではない。BがCに対し女子生徒の嫌がることや、女子生徒への告白を「やらないと痛い目にあうぞ」「先生にはD(無関係の生徒)にやらされたと言え」などと強要してやらせていた(文部科学省, 2018)事例がある。この場合、女子生徒が被害者、Cが加害者になる恐れ、あるいは、Cが被害者、Dが加害者となる恐れがある。この複雑

な構造に気づかなければ、Bが陰に隠れたいじめを繰り返すことになりかねない。

また、嶋崎(2022)は、学級委員を務める中2の男子生徒Eが、運動会の全員リレーの練習時に、運動が苦手な同級生Fに「大丈夫だよ。みんなでがんばろう」と声をかけたという「いじめ」を報告している。励まされたFはその日以降欠席。事情を聞いた両親は、「うちの子が足の遅いことを知っていながら、嫌味を言って運動会に参加させないようにした」と主張し、教育委員会に重大事態の認定を求めたという。この場合、加害者とされるEは、実は被害者である。

このような、複雑な構造のいじめを見抜き、効果的な支援を行うための教師の感性及び指導力が必要である。また、いじめ集団の四層構造(森田・清永, 1986)による、観衆や傍観者への指導及び心理的支援も疎かにできない。さらに、いじめ行為が犯罪行為とみなされる場合、警察等の関係機関との連携が不可欠である。これらについての検討は、今後の課題としたい。

文献

藤井和郎「友人関係の歪みをただすことの重要性について」『特別活動研究』No.141 明治図書 1979 pp.73-78

時事通信社『いじめ加害者「立ち入り禁止に」懲戒制度創設を提言へ—自民部会』2022

(<https://www.jiji.com/jc/article?k=2022051600939&g=soc> : 2022年7月19日閲覧)

樺沢徹二「いじめる側の子の保護者の心と支援」今井五郎・島崎政男・渡部邦男『学校教育相談の理論・実践事例集 いじめの解明』II-4-(5)-③ 第一法規 2006

北澤 毅・間山広朗『囚われのいじめ問題 未完の天津市中学生自殺事件』岩波書店 2021 pp.1-2

子どものしあわせ編集部『いじめ・自殺・遺書』草土文化 1995 pp.42-43

厚生労働省『児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について』2008

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/> : 2022年7月19日閲覧)

厚生労働省『令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)』2022

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf> : 2022年9月19日閲覧)

熊本県いじめ調査委員会『熊本県いじめ調査委員会調査報告書の概要』熊本県 2020 p.9

(https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/50878_207310_misc.pdf : 2022年6月6日閲覧)

楠 凡之『いじめと児童虐待の臨床教育学』ミネルヴァ書房 2002 p.11, p.161

楠 凡之『虐待・いじめ 悲しみから希望へ 今、私たちにできること』高文研 2013 p.136, p.144, p.180

- 文部科学省『研修教材「児童虐待防止と学校」』文部科学省 2008
 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm : 2022年7月19日閲覧)
- 文部科学省『いじめ対策に係る事例集』文部科学省 2018 p.7
- 文部科学省「令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について」『教育委員会月報』第73巻7号 文部科学省 2021 pp.2-3
- 文部科学省『生徒指導提要』文部科学省 2022a pp.132-133, p.135
- 文部科学省『いじめ対応の更なる強化・改善について(通知)』文部科学省 2022b
- 文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』文部科学省 2022c p.22
- 森田洋司・清永賢二『新訂版 いじめ 教室の病』金子書房 1986 pp.46-52
- 森田洋司『いじめとは何か 教室の問題, 社会の問題』中央公論新社 2010 pp.28-29, pp.43-44, p.57
- 奈良詩織「【フランス】学校のいじめと闘うための法律」『外国の立法』No.291-2 国立国会図書館調査及び立法考査局 2022 pp.10-11
- 西田淳志「思春期・青年期の「いじめ」に影響を与える家庭関連要因の検討」『発達研究』第24巻 2010 pp.147-154
- 西澤 哲『子どもの虐待 子どもと家族への治療的アプローチ』誠信書房 1994a pp.68-69
- 西澤 哲「虐待を受けた子どもの心理治療」齋藤 学『児童虐待 危機介入編』金剛出版 1994b pp.172-186
- 齋藤 学『児童虐待 臨床編』金剛出版 1998 pp.30-37
- 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会『札幌市立中学校における重大事態調査報告書【公表版】』札幌市 2017 pp.24-25
 (<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/jidouseito/huzokukikan/documents/houkokusyoh2901.pdf> : 2022年6月6日閲覧)
- 嶋崎政男『学校管理職・教育委員会のための いじめを重大化させないQ & A100』エイデル研究所 2022 p.12, pp.114-116
- 品田奈美『子どもを救う いじめが終わる方程式』学事出版 2020 p.32, pp.36-37
- 宝塚市いじめ問題再調査委員会『調査報告書〈概要版〉』宝塚市 2020 p.98
 (https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/030/750/tyousahoukokusyo_gaiyouban.pdf : 2022年6月6日閲覧)
- 玉井邦夫『新版 学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き 子どもと親への対応から専門機関との連携まで』明石書店 2013 pp.267-269
- 館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会『調査報告書』館山市 2018 p.25
 (<https://www.city.tateyama.chiba.jp/files/300343430.pdf> : 2022年6月6日閲覧)
- 東スポweb『尾木直樹氏がいじめ問題の厳罰化を提言「学校や教育委員会の隠蔽が常態化」「ここへの厳罰化も考えたい」』2021
 (<https://www.tokyo-sports.co.jp/entame/news/3898334/> : 2022年7月19日閲覧)
- 財団法人母子衛生研究会『子ども虐待 その発見と初期対応』母子保健事業団 1997 pp.117-118